
第7回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和5年12月15日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和5年12月15日 午前9時開議

- | | |
|----------|---|
| 日 程 第 1 | 委員長報告 |
| 日 程 第 2 | 討論・採決 |
| 日 程 第 3 | 議案第67号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 4 | 議案第68号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 5 | 議案第69号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 6 | 議案第70号 飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 7 | 議案第71号 飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 8 | 議案第72号 雲南広域連合規約の一部を変更する規約について |
| 日 程 第 9 | 議案第73号 令和5年度飯南町一般会計補正予算(第7号) |
| 日 程 第 10 | 議案第74号 令和5年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日 程 第 11 | 議案第75号 令和5年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日 程 第 12 | 議案第76号 令和5年度飯南町病院事業会計補正予算(第4号) |
| 日 程 第 13 | 議案第77号 令和5年度飯南町簡易水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日 程 第 14 | 議案第78号 令和5年度飯南町下水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日 程 第 15 | 発議第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について |
| 日 程 第 16 | 閉会中の継続調査の申し出について |

本日の会議に付した事件

- | | |
|---------|--|
| 日 程 第 1 | 委員長報告 |
| 日 程 第 2 | 討論・採決 |
| 日 程 第 3 | 議案第67号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日 程 第 4 議案第 68 号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 5 議案第 69 号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 6 議案第 70 号 飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 7 議案第 71 号 飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 8 議案第 72 号 雲南広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日 程 第 9 議案第 73 号 令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日 程 第 10 議案第 74 号 令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日 程 第 11 議案第 75 号 令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日 程 第 12 議案第 76 号 令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日 程 第 13 議案第 77 号 令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日 程 第 14 議案第 78 号 令和 5 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日 程 第 15 発議第 1 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について
- 日 程 第 16 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（10 名）

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 那 須 和 博 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町	長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育	長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課	長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長		藤 原 清 伸	住 民 課 長	永 井 あ け み
保 健 福 祉 課	長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
建 設 課	長	森 山 篤	建 設 課 総 括 監	藤 原 一 也
病 院 事 務	長	高 橋 克 裕	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
基 幹 支 所	長	深 石 尚 志	会 計 管 理 者	高 木 ゆ か り
			代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

産 業 振 興 課 長 長 島 淳 二

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、長島産業振興課長は欠席です。

日程第1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

はじめに、総務厚生常任委員会委員長、7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 7番。

おはようございます。委員会審査報告を行います。

.....

令和5年12月15日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

総務厚生常任委員会

委員長 景山 登美男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 59 号、件名、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第 62 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、原案可決。

議案第 63 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)、原案可決。

議案第 64 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算(第 3 号)、原案可決。

.....
以上であります。

○議長(早樋 徹雄) これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員会委員長(熊谷 兼樹) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員会委員長(熊谷 兼樹) 3 番。

委員会審査報告を行います。

.....
令和 5 年 12 月 15 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

教育経済常任委員会

委員長 熊谷 兼樹

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第 60 号、令和 4 年度(3 災農災)災害復旧工事(146 三日市頭首工)請負変更契約の締結について、原案可決。

議案第 65 号、令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)、原案可決。

議案第 66 号、令和 5 年度飯南町下水道事業会計補正予算(第 2 号)、原案可決。

なお、議案第 60 号については、審査の過程の中で、審査意見を付すことといたしましたので、審査意見を申し述べます。

審査意見。議案第 60 号、令和 4 年度(3 災農災)災害復旧工事(146 三日市頭首工)請負変更契約の締結について。

本件請負変更契約の内容は、当初予測できたことであり、職員の土木に関する知識があれば防止できたと考えられる。職員の知識や技術の向上を図るための研修が十分受けられるような職員配置と、修得した知識や技術が職員間で受け継ぐことができる体制整備を求める。

.....

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、4番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） はい。

審査報告を行います。

.....

令和5年12月15日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

予算特別委員会

委員長 内藤 眞一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度飯南町一般会計補正予算（第5号））、承認。

議案第61号、令和5年度飯南町一般会計補正予算（第6号）、原案可決。

なお、本件には審査意見が付してありますので読み上げます。

審査意見。議案第61号、令和5年度飯南町一般会計補正予算（第6号）。

（款）総務費（項）総務管理費（目）地域振興費。地域振興臨時管理費。滞在型地域交流施設の配置検討図が初めて示されたが、狭い場所であり、冬季の除雪対策、地域住民や商店利用者などへの駐車場確保など周辺への配慮が不十分であるとする。

現在行われている様々な活動への影響を考慮したうえで、施設配置等を再検討し、ボーリング調査を実施されるよう求める。

.....
以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
委員長は自席へお帰りください。

日程第２ 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第２、討論・採決を行います。

まず、討論を行います。はじめに承認第７号、専決処分の承認を求めることについて（令和５年度飯南町一般会計補正予算（第５号））に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、条例関係について、討論を行います。

議案第５９号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第６０号、令和４年度（３災農災）災害復旧工事（１４６ 三日市頭首工）の請負変更契約の締結についての２件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、予算関係について、討論を行います。

はじめに、議案第６１号、令和５年度飯南町一般会計補正予算（第６号）に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、特別会計予算について討論を行います。

議案第６２号、令和５年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）から、議案第６３号、令和５年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）までの２件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、公営企業会計予算について討論を行います。

議案第 64 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）から、議案第 66 号、令和 5 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 3 件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 5 号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、承認です。

承認第 7 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、承認第 7 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 59 号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 59 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、令和 4 年度（3 災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 60 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 60 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 61 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 61 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 62 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 62 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 63 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 63 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 64 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 65 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 65 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号、令和 5 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 66 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 66 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（早樋 徹雄） 次に、日程第 3 に入りますが、その前に報告をいたします。

12 月 13 日に、議会運営委員会が開催され、追加提出議案については、本日の日程にあらかじめ加え、議題とすることに修正されておりますのでご報告をいたします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。ただいまは提案いたしました全議案につきまして、原案どおり承認、可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

そして追加議案をお願いしたところ、日程に追加いただきましてありがとうございました。

追加の議案につきましては、条例関係では、議員の報酬、特別職の給与及び職員の給与条例の一部改正。会計年度任用職員の報酬等条例の一部改正。国民健康保険条例の一部改正。雲南広域連合規約の一部を変更する規約についての 6 議案であります。

また、予算関係では、給与等の条例改正に伴う報酬及び人件費の追加、また、物価高騰対策として実施する商業活性化重点支援事業を含みます一般会計補正予算及び各特別会計事業会計、あわせて 6 議案であります。

給与等の条例改正は、島根県の人事委員会の給与改定の勧告を受け、島根県職員の給与改定が決定されたことから、人事委員会を置かない本町といたしましては、この改定に準拠して改正したく提案するものであります。

これら 12 議案につきまして、いずれも早期に執行をしたいことから、追加提案をするものであります。詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議をいただきまして、適切なるご議決をお願いいたします。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） ここで、本日傍聴に来られました赤来中学校の生徒の皆さんが退席をされますので、休憩をいたします。再開を 9 時 40 分といたします。

中学生の皆さん、ご苦労さんでした。また、おいでください。

午前 9 時 21 分休憩

.....

午前9時40分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第3 議案第67号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、議案第67号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。では、議案第67号について説明をします。

飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成20年飯南町条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月15日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページのほうです。説明資料ですけども、本議案を含めまして、以降4議案、給与改定条例がございますけども、いずれも給与事務が時間的に整わず追加提案とさせていただくものです。

それでは提案理由です。島根県議会議員の期末手当支給割合に準じて、期末手当の支給割合の改正を行うもので、その内容につきましては、2.改正条例の概要です。

令和5年につきましては、プラス改定0.1月、これを12月に一括して改定しまして、100分の160を100分の170へ。（2）の令和6年度以降につきましては、先ほどの0.1月を6月と12月に半分の0.05月ずつ加算し、改定後の数字となります。

3の施行日につきましては、12月期末手当に反映するため、本年12月1日の適用としまして、翌年度以降の反映の分は来年4月1日とします。

裏面以降は新旧対照表ですのでご確認をください。議案の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。まず反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

議案第 67 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本条例改正案は、議員の期末手当の支給割合を引き上げるためのものです。

今、町民の暮らしはどうなっておるでしょうか。物価の高騰が続く中、町民生活は厳しい状況に置かれる人が多く、今の本町の経済や町民生活の状況を見たとき、議員の期末手当を上げことは望ましくないと思います。働く者においては、実質元賃金の減少など、一層厳しさが増しているのが現状と考えております。

この状況のもとで、議員の期末手当を引き上げることに、町民の理解は得られないと考えています。よって、本案に反対するものであります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。

私は、議案第 67 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

現在、全国での町村議会議員における年代を調査したデータを見ますと、60 歳以上の議員は 77%であり、議員を専業で活動している人数は全国で 24%、残る 4 分の 3 は兼業であると報告されているデータがあります。

また、本町におきましても、前回の議会議員選挙におきましては、定数割れは辛うじて免れたものの、無投票選挙となりました。このままの状況が続けば、本議会もさらなる高齢化が進むと思われます。

若い人たちの参加を大いに望むわけではありますが、子育て世代の皆さんは、月々の生活費がかさむことが多く、ここで「議員の月額報酬は上げてはいけない」という風潮ができますと、ますます次世代の皆さんの議会議員への門戸が閉ざされてしまいかねないこととなります。そうしたことは強く避けなくてはなりません。

以上、申し述べ上げまして、議案第 67 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成するものであります。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

私は、議案第 67 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

はじめに、今、5番議員からありましたが、いわゆる給与という形では、これは皆さんご存じだと思いますが、報酬の期末手当の支給割合の改正で、100分の10を増額するもので、昨今の消費資材の高騰を補填する給与を増額することとは性質の違うものです。

次に、町独自の人事委員会の機能を持つことは無理だと思いますので、県の人事委員会の勧告に準じて数字を引用することは致し方ないと思いますが、それを何の疑問も持たず、追認することはできません。

県下全域を網羅した経済諸表を基準に、数字の積み重ねによって算出されている100分の10ですので客観性はあるのかもしれませんが、私は本町の町民一人一人が感じている経済状況の肌感覚とは大きな隔たりがあると思っています。それは、情緒的で根拠がないというかたもおられます。

では、どうすれば、私が町民一人一人の経済状況を把握することができるでしょうか。財布の中身をのぞいたり、預金残高を確認したりすることは当然できません。できるとすれば、身近に触れ合える町民一人一人の日常の会話や目にする状況の中で感じ取るしかありません。私はこの感性を失いたくありませんし、最も大事にしたいと思っています。

そこからすると、現在の本町町民の経済状況は、議員報酬の増額を容認する状況にないと判断し、本議案に反対するものです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

私は、議案第67号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今、物価の高騰が家計を直撃し、公民問わず賃金の引上げが強く求められており、昨年来、公民ともにその潮流をつくってきました。

ひとえに、デフレマインドからの脱却を目指すものであり、生活水準を向上させ、消費を促進することで経済成長を促すことにあります。

今、そうした国家政策の最中であり、地方においても公務が先頭に立ち、あらゆる施策で町内消費を喚起、促進し、本町の経済成長を粘り強く支え続け、本町的生活水準の向上につなげていくべきだと考えます。

そうした一貫した経済成長政策の一つであり、賛成するものです。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 67 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 68 号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 4、議案第 68 号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

続いて議案第 68 号について説明をします。

飯南町の飯南町特別職の職員の給与に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 36 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 12 月 15 日 提出、飯南町長。

ページおめくりください。改め文ですが、説明はめくって 2 ページのほうで行います。

はじめに提案理由です。島根県特別職の期末手当支給割合に準じて、期末手当の支給割合を改正するもので、改正内容は 2 の改正条例の概要です。

先ほどの議案と同じになりますけども、令和 5 年度につきましては、プラス改定 0.1 月を、この 12 月に一括して改定し、100 分の 160 を 100 分の 170 へ。(2) の令和 6 年度以降は、0.1 月を 6 月と 12 月に 0.05 月ずつ加算し、改定後の数字となります。

3 の施行期日は、12 月末期末手当に反映するため本年 12 月 1 日適用とし、翌年度の反映は来年 1 月 1 日適用とします。

裏面以降は新旧対照表ですので、ご確認をください。議案の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

私は、議案第 68 号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

先ほど、私は議第 67 号に反対の立場で討論を行いました。同様の理由で本案に対しても反対するものであります。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員。

○8 番（安部 丘） 8 番。

私は、議案第 68 号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

私は、先ほど、議案第 67 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたしております。その内容と同じ内容でございます。

本町の経済成長を促進するために、あらゆる施策で町が先頭に立ち、内需拡大を喚起し、促進し、本町の経済成長を粘り強く支え続け、町民の生活水準向上につなげていくために、そうした一貫した経済政策の一つとして、本政策に賛成するものです。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 68 号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 69 号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 5、議案第 69 号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。続いて議案第 69 号について説明します。

飯南町の職員の給与に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 39 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 12 月 15 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。1 ページから改め文でありますけども、給与表がありますので、説明は少しめくって 18 ページ、18 ページです。ご覧ください。

はじめに提案理由です。

島根県人事委員会の勧告に準じて給与表及び諸手当の改正を行うもので、その条例の改正、改正条例の概要としまして（１）給与表の改定です。

島根県人事委員会の勧告に準じまして、給料表の水準、これ平均 1.03%になりますけども、を上げます。

次に（２）初任給調整手当の支給額の限度額の改正です。

医師への手当となりますけども、この限度額を改正後のように 300 円から 800 円引き上げるものであります。

（３）期末手当の支給割合の改定です。

令和 5 年度については、プラス改定 0.1 月分をこれまで同様、12 月に一括して改定し、100 分の 112.5 を 100 分の 122.5 へ。以降括弧書きの方へは再任用のことを書いてございますが、続いて（イ）のほうです。

令和 6 年度以降につきましては、これまでと同様 0.1 月を 6 月と 12 月に 0.05 月ずつ加算しまして、改定後の数字となっています。

ページめくっていただきまして、続きまして（４）の勤勉手当の支給割合の改定です。

令和 5 年度分につきましては、プラス改定 0.05 月分を 12 月に一括して改定し、100 分の 95 を 100 分の 100 へ、イの令和 6 年度以降につきましては、同様 0.05 月を 6 月と 12 月に、これ半分ずつ 0.025 月ずつ加算しまして、改定後の数字となります。

３の施行期日につきましては、２の（１）これは給与月額ですけども、２（２）のほうです、初任給調整手当です。（３）のア、令和 5 年分の期末手当、同様に（４）のア、勤勉手当につきましては遡及して本年 4 月 1 日に遡り適用します。

また同じく、２の（３）、イの令和 6 年度の期末手当、同じく（４）のイ、勤勉手当につきましては、翌年の範囲ですので、来年 4 月 1 日の適用とします。

右のページ以降は新旧対照表ですので、ご確認いただければと思っております。議案につきましての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 69 号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 70 号 飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 次に、日程第 6、議案第 70 号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。続いて、議案第 70 号について説明します。

飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給条例（令和元年飯南町条例第 22 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 12 月 15 日 提出、飯南町長。

ページをおめくりください。改め文ですけれども、説明をめぐって 2 ページのほうで行います。

はじめに提案理由です。飯南町職員の給与に関する条例の一部改正によりまして、会計年度任用職員に支給する報酬の上限額及び期末手当の支給割合の改正を行うもので、2、その改正条例の概要としましては（1）報酬の限度額の改正です。

職員の給与月額の設定に伴いまして、給与月額を基準とする会計年度任用職員の報酬上限額を改めるものです。それぞれの職員の職種ごとに、その上限額が定められております。

一般業務に従事する者のほうご覧いただければと思いますが、日額＋600 円、月額プラス

8,800 円の改定などで、その他の職種のほうはご覧のとおりとなります。

次、(2)の期末手当の支給割合の改正です。

職員の期末手当の改正と同様、プラス 0.1 月を改定しまして、100 分の 120 から 100 分の 130 へ改定します。

ページをめくっていただきまして、施行期日のほうは、令和 5 年度報酬に反映するため遡り、本年 4 月 1 日適用とします。

右のページからは、新旧対照ですので、ご確認いただければと思います。議案の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 70 号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 71 号 飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 7、議案第 71 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 71 号について説明します。

飯南町国民健康保険条例（平成 17 年飯南町条例第 98 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 12 月 15 日 提出。飯南町長。

次のページから、改め文がありますが、改正内容の説明は 5 ページの説明資料にて説明します。この改正は厚生労働省からの条例改正案が遅延したため、追加提案とするものです。

それでは、1. 提案理由です。

健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、令和6年1月1日付で出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険料の免除措置が講じられるため、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。

（1）出産被保険者の保険料の減額。第17条の4関係ですが、世帯に出産被保険者がある場合に、その世帯に賦課する国民健康保険料の所得は、所得割額及び均等割額を減額するもので、出産被保険者の所得割額及び均等割額を免除します。

対象期間は出産予定月または出産月の前月から出産予定月または出産月の翌々月期までとし、多胎妊娠の場合は、3月前からとなります。

（2）です。出産被保険者に関する届出、第22条の4関係ですが、出産被保険者の属する世帯の世帯主は、世帯主及び出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び出産予定日、または出産日等を記載した届出を、必要書類とあわせて提出することとなります。

3. 施行期日は令和6年1月1日で、経過措置により保険料の減額の規定は、令和6年1月以降の保険料に適用されます。

次のページ以降に新旧対照表を添付していますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第71号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 雲南広域連合規約の一部を変更する規約について

○議長（早樋 徹雄） 日程第8、議案第72号、雲南広域連合規約の一部を変更する規約に

ついてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 72 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、雲南広域連合規約（平成 11 年県指令地第 4 号）の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。
令和 5 年 12 月 15 日 提出。飯南町長。

次のページは、改め文をつけております。2 ページ、説明資料をご覧ください。

今回の提案につきましては、12 月 1 日に開催されました雲南広域連合の全員協議会の意見をもちまして、上程する必要があったため、追加提案とするものであります。

それでは提案理由です。雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金（以下「ふるさと基金」という。）は廃止され、出資金及び補助金を構成市町と島根県に返還されております。雲南広域連合による地域振興事業につきましては、ふるさと基金が廃止された後は、主に安心づくり・人づくりを継続して実施することとし、その財源として、島根県再支援補助金、これはふるさと基金の県補助金返還後の再交付の補助金となります。これを活用することを検討されました。

また、雲南広域連合議会からも、引き続き雲南地域における一体となった地域振興事業が必要とする意見もありました。

このたび県補助金の交付申請の目途が立ったことから、規約の変更を行うものです。

2. 改正規約の概要であります。

引き続き、雲南広域連合において地域振興事業を行うこととし、雲南広域連合が作成する広域計画の項目に「広域的に実施する地域の振興に関する事務の基本方針に関すること」を加え、あわせて広域連合の処理する事務を「広域的に実施する地域の振興に関する事務」に改めるものです。こちら第 4 条、第 5 条に関連しております。

最後に施行期日ですが、令和 6 年 1 月 1 日としております。

3 ページには新旧対照表をつけておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 72 号、雲南広域連合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 73 号 令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 9、議案第 73 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

はじめに総括についての説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第 73 号について説明します。

令和 5 年度飯南町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,386 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79 億 4,726 万 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 12 月 15 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。既決額に 2,694 万 6 千円を追加し、39 億 9,817 万 9 千円。

款、国庫支出金。既決額に 2,691 万 6 千円を追加し、7 億 5,969 万 8 千円。

歳入合計。既決額に 5,386 万 2 千円を追加し、79 億 4,726 万 7 千円。

ページをおめくりください。3 ページ、歳出です。

款、議会費。既決額に 51 万 8 千円を追加し、6,170 万 2 千円。

款、総務費。既決額に 784 万 2 千円を追加し、15 億 1,060 万 2 千円。

款、民生費。既決額に 284 万 9 千円を追加し、15 億 706 万 5 千円。

款、衛生費。既決額に 213 万 6 千円を追加し、9 億 2,148 万 7 千円。

款、農林水産業費。既決額に 120 万 1 千円を追加し、7 億 1,079 万 4 千円。

款、商工費。既決額に 3,351 万 2 千円を追加し、5 億 6,976 万 7 千円。

款、土木費。既決額に 127 万 5 千円を追加し、6 億 6,143 万 6 千円。

款、教育費。既決額に 452 万 9 千円を追加し、4 億 4,927 万 8 千円。

ページをめくっていただきまして、歳出合計。既決額に 5,386 万 2 千円を追加し、79 億 4,726 万 7 千円。

ページをおめくりください。5 ページ、第 2 表、繰越明許費の追加です。

款、項とも商工費。事業名、商業活性化重点支援事業 3,200 万円。これは、このたびの補正予算で歳出計上いたします生活応援ポイントの使用期限につきまして、年度を越えて設定するためのものです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして、7 ページとなります。総括のページです。歳入のほうは説明を省略しまして、歳出の補正財源内訳です。

本補正は、国の交付金を充てておりますけども、これはすべて一財のほうへ溶け込みますので、財源としてはすべて一般財源 5,386 万 2 千円であります。

ページめくっていただきまして、2. 歳入です。先ほど申し上げましたが、溶け込む交付金の内訳です。

款、項、目ともに地方交付税。普通交付税を主に今回の給与改定に伴う増の財源としております。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金。こちら後ほど説明いたします生活応援ポイント事業に充てるための補助金であり、このたび追加交付があったものです。

歳入の説明につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて歳出について、順次、関係課長より説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

続いて下のページ、歳出のほうになります。概要のほうはめくって 2 ページのほうをご覧ください。ご覧のように、先ほどご議決をいただきました、給与改定に伴う人件費の増が主なものであります。

款、項、目ともに議会費。議会費人件費などがありますけども、この人件費補正がこれ以降 56 項目についてあります。人件費につきましては、後ほど給与明細費で一括して説明しますので、この 56 項目につきましては個別の説明は省略させていただきたいと思っております。ただ 1 点ほど、歳出ページの 17 ページ、この歳出ページ 17 ページご覧ください。商業活性化重点支援事業につきましては、担当課より個別に説明をいたします。17 ページのほうをご覧ください。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

款、項、商工費、目、商工振興費。商業活性化重点支援事業です。説明資料は3ページになります。

飯南町生活応援ポイント付与による増でございます。この生活応援ポイントは、生活者支援策として、国の重点支援交付金を活用し、可能な限り早く生活者に支援をつなげるために、い〜にゃんP A Yの仕組みを使って、1人当たり7,000円分のポイントを付与するものであります。

○総務課長（那須 忠巳）

続きましてページをめくっていただきまして、21ページをご覧ください。21ページです。給与明細費で、先ほど申しあげました給与明細費です。今回の補正につきましては全57項目中56項目が人件費に関わる部分ですので、その詳細について説明をします。

はじめに特別職人件費です。期末手当の改定による増額となります。比較欄のほうをご覧ください。長等、これは町長・副町長のことであります。右端の合計欄をご覧ください。20万2千円。

議員の皆さん、10名でありますけども、同じく右端ご覧ください。24万5千円。

次、その他とありますけども、これは教育長のことであります。8万3千円となります。

ページをおめくりください。その給与の総括表でありますけども、下のページの個別明細にて説明をいたします。23ページのほうですね。

アの会計年度以外の職員、いわゆる一般職員のことです。これも比較の欄をご覧ください。給与の平均が1.03%増額改定されておりますので、かつこれを4月まで遡及をします。その差額分が給与のほうへ上がっております。

職員手当630万余は下の段のほうをご覧ください。職員手当の内訳です。こちらのほうも比較欄をご覧くださいませ。期末手当0.1月分の額、勤勉手当0.05月の改定による増額がそれぞれ記載してあります。またそれに付随する改定の増額が上がっております。

一般会計に属する職員は88名分で、改定に伴う総額は、上のほうの合計額1,135万6千円であります。

その下、イのほうですね、会計年度職員。同じく比較欄をご覧ください。職員の給与月額を基準としておりますので、このたびの改定によりまして、報酬と職員手当が増額となっております。職員手当の増額の内訳につきましては下の表をご覧ください。職員同様期末手当の増額分が記載、数字が上がっております。

この一般会計に属する予算上の職員は、（聞き取り不能）の職員は76名でありまして、その後、総合計は740万3千円となります。

ページをめくっていただきまして、24ページ、給与費等の増減の明細であります。

下のページは、同じく給与の状況でありますので、ご覧いただければと思います。議案第73号につきましては説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

議案第 73 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号）について、賛成の立場で討論をいたします。

私は、先ほど可決されました議第 67 号及び議第 68 号に反対をいたしました。

この 2 つの案件の内容が反映される、今一般会計予算補正予算についても反対すべきであります。この予算案には職員の給与引上げなどが盛り込まれており、むげに反対できません。予算可決後に、議員及び特別職の期末手当引上げ部分については、予算執行しないことを求めます。

なお、職員の給与の引上げが実施されますが、会計年度任用職員との間に差異があります。これを解消するように求めておきます。

また、公の施設の管理運営を委ねている指定管理者のもとで働く労働者、そして、公共性の高い医療、福祉の職場で働く労働者の賃金が上げられるよう、町として積極的な対応を求めるものであります。以上を討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 3 番。

議案第 73 号について賛成の立場で討論をさせていただきます。

さきに採決された 67 号において反対をいたしました。その報酬、議員報酬が反映されるこの予算書に、本来であれば反対をするのが本意かとは思いますが、ただ、いわゆる第 67 号は、民主的な手続きによって議決された条例でありますので、その採決の議決に従い、編成された本予算でありますので、賛成をいたすものです。

議案第 67 号について反対した立場で、議員報酬を受け取らざるを得ない状況は、忸怩たる思いがありますが、この予算の中にはほかにも重要な予算が計上されております。その私的

な感情にとらわれてばかりもおられませんので、本案に賛成をいたします。

受け取る増額分の 100 分の 10 については、今後なお一層議員として、精進することによって、町民の皆さんに還元していきたいと考えております。以上で、賛成討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 73 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 74 号 令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 10、議案第 74 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 74 号について説明します。

令和 5 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,825 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 15 日 提出。飯南町長。

次のページです。第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、繰入金。既決額に 14 万 1 千円を追加し、4,387 万 8 千円。

歳入合計。議決額に 14 万 1 千円を追加し、6 億 5,825 万 1 千円。

続いて歳出です。

款、総務費。既決額に 14 万 1 千円を追加し、1,590 万 5 千円。

歳出合計。既決額に 14 万 1 千円を追加し、6 億 5,825 万 1 千円。

続いて事項別明細書、4 ページです。4 ページをお願いします。

1. 総括。歳入の説明は省略し、歳出の補正額の財源内訳は、全てその他特定財源で 14 万 1 千円の増額です。

続きまして 5 ページです。概要説明資料は、5 ページになります。

2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。職員給与費等繰入金は、このたびの給与改定に伴う増額です。

続きまして、3. 歳出。6 ページです。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般職人件費 1 名分の給与改定による増額です。

7 ページからの給与明細については、一般会計に準じて作成しております。ご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 74 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 75 号 令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 11、議案第 75 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第 75 号について説明します。

令和 5 年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 54 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,757 万 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 15 日 提出。飯南町長。

2 ページをご覧ください。第 1 表 歳入歳出予算補正。款の合計額について読み上げます。

歳入。款、繰入金。新たに 54 万円追加するものです。

歳入合計。既決額に 54 万円を追加し、3,757 万 3 千円。

歳出。款、訪問看護事業費。既決額に 54 万円を追加し、3,737 万 3 千円。

歳出合計。既決額に 54 万円を追加し、3,757 万 3 千円。

3 ページから事項別明細書です。4 ページをご覧ください。

1. 総括です。

歳入につきましては説明を省略し、歳出の補正額の財源内訳は、全てその他特定財源です。

5 ページをご覧ください。

2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金です。歳出の増額により不足する額を一般会計から繰り入れるものです。

6 ページをご覧ください。

3. 歳出。款、項、目、訪問看護事業費となります。一般職人件費及び訪問看護経常管理費につきまして、このたびの給与改正に伴う職員 3 名及び会計年度任用職員 3 名の人件費の増額です。

7 ページから給与費明細書をつけておりますが、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。議案第 75 号についての説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 75 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。10 分間の休憩をいたします。

午前 10 時 39 分休憩

午前 10 時 50 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第 12 議案第 76 号 令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 12、議案第 76 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第 76 号について説明します。

第 1 条 令和 5 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第 1 款、病院事業費用。既決予定額に 1,080 万 8 千円を追加し、11 億 8,234 万 6 千円。

第 1 項、医業費用。既決予定額に 1,080 万 8 千円を追加し、11 億 6,677 万円。

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）給与費。既決予定額に 1,038 万 9 千円を追加し、6 億 4,216 万 9 千円。

令和 5 年 12 月 15 日 提出。飯南町長。

2 ページ、実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的支出。支出。

目、給与費。既決予定額に 1,038 万 9 千円を追加し、6 億 4,216 万 9 千円。

目、経費。既決予定額に 41 万 9 千円を追加し、2 億 6,718 万 8 千円。

3 ページです。明細書になります。目、給与費及び経費につきましては、このたびの給与改正に伴う職員 53 名、会計年度任用職員 47 名分の人件費の増額です。

4 ページから予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書等付けておりますが、説明は省

略させていただきますのでご覧いただければと思います。議案第 76 号についての説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第 76 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 77 号 令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 13、議案第 77 号、令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。議案第 77 号について説明します。

第 1 条 令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第 1 款、簡易水道事業費用。既決予定額に 40 万 8 千円を追加し、2 億 5,167 万 5 千円。

第 1 項、営業費用。既決予定額に 40 万 8 千円を追加し、2 億 3,327 万 2 千円。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,106 万 5 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 98 万円、過年度損益勘定留保資金 2,436 万 6 千円、当年度損益勘定留保資金 571 万 9 千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、資本的収入。既決予定額に 40 万 8 千円を追加し、1 億 5,906 万 8 千円。

第 5 項、一般会計出資金。既決予定額に 40 万 8 千円を追加し、8,398 万円。

次のページです。第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。
総係費。既決予定額に40万8千円を追加し、1,897万7千円。

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,655万9千円に改める。

令和5年12月15日 提出。飯南町長。

次のページおめくりください。実施計画書になります。目について説明します。

1. 収益的支出。総係費。既決予定額に40万8千円を追加し、1,897万7千円。
2. 資本的収入。一般会計出資金。既決予定額に40万8千円を追加し、8,398万円。

次のページです。明細書になります。このたびの給料改定に伴う職員2名分の人件費を増額するものです。

次のページ、資本的収入は、一般会計からの繰入金です。次のページからのキャッシュフロー計算書、給与費明細書につきましては、説明は省略し、ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第77号、令和5年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第78号 令和5年度飯南町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第14、議案第78号、令和5年度飯南町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。議案第78号について説明します。

第1条 令和5年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、下水道事業費用。既決予定額に33万9千円を追加し、3億241万2千円。

第1項、営業費用。既決予定額に33万9千円を追加し、2億7,376万2千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,152万9千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額113万5千円、過年度損益勘定留保資金6,039万4千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額に33万9千円を追加し、1億5,808万3千円。

第5項、一般会計出資金。既決予定額に33万9千円を追加し、8,897万6千円。

次のページです。第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

総係費。既決予定額に33万9千円を追加し、643万1千円。

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を7,608万8千円に改める。

令和5年12月15日 提出。飯南町長。

次のページです。実施計画書になります。目について説明します。

1. 収益的支出。総係費。既決予定額に33万9千円を追加し、643万1千円。

2. 資本的収入。一般会計出資金。既決予定額に33万9千円を追加し、8,897万6千円。

次のページです。明細書になります。このたびの給料改定に伴います職員1名分の人件費の増になります。

次のページ、資本的収入は、一般会計からの繰入金になります。次のページからのキャッシュフロー計算書、給与費明細書については、説明を省略し、ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第78号、令和5年度飯南町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 発議第 1 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 15、発議第 1 号、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。発議第 1 号について説明いたします。

令和 5 年 12 月 15 日。飯南町議会議長 早樋徹雄様。提出者、飯南町議会議員 伊藤好晴。
現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則（平成 17 年議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

2 枚めくっていただきますと提案理由の説明でございます。

任意取得として事業開始されたマイナンバーカードは、令和 5 年 6 月 2 日「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、現行の保険証を廃止し、「マイナ保険証」へ移行することが決定されました。

今後、この「マイナ保険証」を持たない人は、毎年「資格確認書」の申請が必要となり、また「マイナ保険証」を持つ人も 5 年ごとに更新が必要なため、申請や更新の手続きを失念した場合に「無保険」扱いとなって保健医療が受けられなくなるなど、国民に大きな負担を強いるとともに、手続きも煩雑になると考えられます。加えて、自治体や保険組合の業務の拡大も予測されるところであります。

これを防止するためには、現行の保険証を継続することがベストであり、健康保険証の廃止は妥当ではないと考えています。

よって、関係大臣及び衆参両院議長に意見書を提出したく、発議するものでございます。以上が、提案理由の説明になります。議員のみなさんには本意見書案の内容をご理解いただいて、ぜひ可決していただきますようお願いをいたします。

なお、最後のページに、全国保険医団体連合会が、10 月 12 日に発表した各議会の意見書の採択状況を添付しております。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄）

それでは、意見書案につきましては、事務局長が朗読いたします。那須事務局長。

○議会事務局長（那須 和博） はい。別紙をお願いいたします。

現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）

令和 5 年 6 月 2 日、国会において「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、政府は現行の健康保険証を廃止し、「マイナ保険証」へ完全移行させることを目指している。

昨今、マイナンバーカードの発行・ひも付け等、マイナンバーカードをめぐるトラブルが続出しており、「マイナ保険証」に対しても不信感が生じている。

現行の健康保険証は自治体や保険組合が発行するが、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することにより、「マイナ保険証」を持たない人は毎年「資格確認書」の申請が必要となり、また「マイナ保険証」を持つ人も5年ごとに更新が必要なため、申請や更新の手続きを失念した場合に「無保険」扱いとなって保険医療が受けられなくなるなど、国民の負担が大きい上に、「資格確認書」を毎年発行することで自治体や保険組合の業務が膨れ上がることが懸念される。

加えて、医療機関の機器の不具合や停電などの際には、マイナンバーカードによる診療受付に支障を来すことも予測されることや、システムトラブル等により、他人の情報がひも付けられた場合、投薬・治療情報の取り違いによる疾病の増悪、アナフィラキシーショックの発症など重大な医療事故の発生が懸念される。

また、マイナンバーカードは任意取得であるとの原則に照らしても、現行の健康保険証を廃止することは妥当ではないと考える。

以上のことから、現行の健康保険証を存続させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年12月15日。島根県飯南町議会

提出先 衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。厚生労働大臣。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

伊藤議員は自席へお帰りください。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

私は、発議第1号、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について、反対の立場で討論をいたします。

マイナ保険証は、デジタル田園都市国家構想の基盤整備の柱の一つとして、1年以上前から準備を進めてきたもので、莫大な費用と各市町の多大な事務処理を経て進めてきたもので

ございます。ここに来て、今さら政策を変更することは、かえって混乱を招くことにつながるので反対します。

その上で、本町においては、マイナンバーカードの申請が 85%を超えておる現状を踏まえ、万が一にでも、被保険者が申請漏れ等で無保険扱いになったりするようなことがないよう、小さな町の特性を活かしたきめ細かな住民サービスとして、関係部署が連携し対処されることを望みます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

ほかに討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

発議第 1 号、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立少数です。

したがって、発議第 1 号は、否決されました。

日程第 16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から目下、それぞれの委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきました。閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今月5日に開会した本定例会であります。議員各位には、連日にわたりまして慎重にご審議をいただきました。ただ今は、追加議案も含めて提案いたしました全議案につきまして、原案どおり承認可決をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

本日、追加提案いたしました給与等の改正につきましては、複数の議員から反対・賛成のご意見もいただいたところであります。私を先頭に、この度の給与や報酬の改正に恥じないようしっかりと職務を遂行することで、町民の生活を守るべく住民福祉の向上に取り組んでまいります。

来週からは寒波の影響で降雪や積雪の予報となっております。19日には琴引スキー場の安全祈願祭も予定されており、22日金曜日からオープンいたします。今冬は暖冬との予報もありますが、スキー場は本町が誇れるまちの魅力の一つでもありまして、シーズンを通した運営ができることを願っております。一昨年3万人を上回る入込客を期待したいと思っております。

先程、可決いただいた補正予算として実施いたします、商業活性化重点支援事業、生活応援ポイントにつきましては、常任委員会や全員協議会でも様々なご意見をいただいたところであります。早期の実施に努めることは当然のことながら、「電子地域通貨 い〜にゃんPAY」につきましては、商工会と一緒に、利便性の向上に努めてまいります。

これからは厳寒期に入っていきますので、除雪作業をはじめ、水道管の管理など住民生活に不便をかけないように対応してまいります。

本会議及び常任委員会を通じていただきましたご意見、ご指導につきましては、今後の予算執行、並びに日々の事務事業の推進に、また、今後の施策の立案など行政執行に生かすよう努めてまいります。

最後になりましたが、議員各位には、今後とも変わらぬご指導をいただきますことを、お願いを申し上げますとともに、来る令和6年が穏やかな年となり、町民の皆様が笑顔で安心して暮らせる一年となることを心より祈念いたしまして、お礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和5年第7回飯南町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時18分閉会
